

自衛隊へ情報提供を希望されない方へ
自衛官募集に伴う情報提供除外申請の
ご案内

問 市民課 ☎(55)7112

防衛大臣からの依頼に基づき、令和7年度に18歳となる方の住所、氏名を自衛隊へ提供します。

情報提供を希望されない場合は除外申請書をご提出ください。

▼対象者／市内在住の日本国籍を有する方で、平成19年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた方

▼受付期間／4月1日(火)～6月2日(月)

▼受付場所／市役所本庁舎(市民課)および各支所

▼必要書類／

【対象者本人が申請する場合】

・ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

・ 除外申請書

【代理人が申請する場合】

・ 代理人の本人確認書類

・ 除外申請書

・ 法定代理人の場合、対象者本人と関係が分かる戸籍謄本など(同一世帯の場合は不要です。)

・ 任意代理人の場合、対象者本人からの委任状

詳細は市ホームページでご確認ください。



軽自動車税の減免申請について

問 税務課 ☎(55)7123

軽自動車税の減免を申請する方は、毎年賦課期日の4月1日から、納期限の7日前までに申請書を提出していただく必要があります。令和7年度の減免を申請される方は5月26日(月)までに申請書を提出してください。

土地・家屋の評価など
縦覧、閲覧できます

問 税務課 ☎(55)7122

【縦覧制度】

固定資産税の納税者が、自分の土地や家屋の評価額について、他の土地や家屋の評価と比べて、その価格が適正かどうかを判断することができます。

▼縦覧期間／4月1日(火)～30日(水)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)

▼縦覧場所／税務課

※各支所に縦覧帳簿は設置しません。

▼縦覧に必要なもの／納税者として本人確認ができるもの(納税通知書・マイナンバーカード・運転免許証など)

※代理人は委任状が必要です。

【閲覧制度】

納税義務者は、固定資産課税台帳に記載されている自己資産について、閲覧および証明により内容を確認することができます。

▼閲覧期間／4月1日(火)～令和8年

3月31日(火)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)

▼閲覧場所／税務課および各支所

▼閲覧できる方／

①納税義務者(家族の場合は当初納税通知書または委任状と身分証明書の提示が必要)

②借地人・借家人(その権利を有する書類が必要)

③処分する権利を有する方(その権利を有する書類が必要)

固定資産評価(土地)現地調査に
ご協力をお願いします

問 税務課 ☎(55)7122

現地調査は、土地に接する道路の幅員や状態などを把握し、適正な評価を行うためのものです。調査は市が委託した業者が行い、写真撮影も行います。

調査員は市が発行した顔写真付きの「調査員証」を必ず携帯していますので、必要な場合は提示をお申し付けください。

▼調査期間／4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

税務署からのお知らせ

問 津島税務署 ☎(26)2161

毎年4月は20歳未満飲酒防止強調月間です。20歳未満の方の飲酒は法律で禁止されています。

令和4年4月に民法の成年年齢は

18歳に引き上げられましたが、お酒に
関する年齢制限は20歳のまま維持されて
います。

就学相談のお知らせ

問 学校教育課 ☎(55)7136

▼受付時間／午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日は除く)

▼場所／学校教育課・就学先小学校

▼内容／小学校へ入学するにあたり、お子さんの学校生活について、心配なことや相談したいことがある方の就学相談を随時行っています。

お子さんの様子によって、相談に多くの時間がかかることもありますので、新年長児がおられる保護者の方は早めにご相談ください。

なお、入学を翌年に控えたお子さんに限らず利用することができます。小さな心配事でも、お気軽にお問い合せください。

県営名古屋空港からのお知らせ

問 名古屋空港総合案内所
☎0568(28)5633

ゴールデンウィーク期間中は、空港の駐車場が満車になり、駐車できない恐れがあります。空港へは、公共交通機関もご利用ください。